

民間建築物等における木材利用促進に向けた懇談会  
(通称「ウッド・チェンジ・ネットワーク」) 開催要領

平成 31 年 2 月 15 日制定  
林 野 庁

## 第 1 趣旨

我が国においては、戦後造成した人工林資源が充実して利用期を迎え、国産材の需要拡大が急務となっており、現状で木材があまり使われていない民間建築物等における木造化、木質化を進めることが喫緊の課題である。このような中、経済界では、昨年 3 月に経済同友会が民間建築物の木造化に関する提言を発表するなど、民間建築物等への木材利用の気運が高まっている。

一方、施主となる民間企業においては、木造での整備について経験や知識が不足していたりコストや耐久性等の面で不安がある、といった声も根強く、行政としても体制を整備した上で、民間企業に対し自社ビルや店舗等の木造化の利点を示し、支援策と併せて木材利用を働きかけることが必要となっている。

このような背景の下、民間建築物等における木材利用の促進に向け、木材の需要者である建設事業者、設計事業者や実際にこれら建築物の施主となる企業が一堂に会する懇談会を開催し、木材利用に関する課題の特定や解決方策、木材利用に向けた普及のあり方等について協議、検討を行い、木材が利用しやすい環境づくり、日本全国に木材利用を広げていくプラットフォームづくりに取り組むこととする。

## 第 2 構成及び事務局

- (1) 懇談会は、木材利用に積極的に取り組もうとする民間企業、団体、行政組織等（以下、会員という。）によって構成する。なお、必要に応じて会員の追加、変更ができることとする。
- (2) 本懇談会の運営のため事務局を置き、事務局長は木材利用課長が、事務局員は木材利用課課員が務める。
- (3) 木材利用に向けたより具体的な検討や普及活動を展開するため、必要に応じて事務局長の判断により懇談会の下に各種ワーキング・グループ（WG）を設置できることとする。
- (4) 事務局長は、議事の内容等により会員以外の参加が適当と判断した場合は、本懇談会に会員以外の民間企業、団体、行政組織等を参加させて意見を聞くことができる。
- (5) 事務局長は、木材利用に関する技術についての助言を得るため、学識経験者の参加を求めることができる。

## 第 3 運営

- (1) 懇談会の司会は事務局長が務めることとする。
- (2) 懇談会の議事、資料は、原則公開とするが、個別企業の活動や販売戦略等に関わる内容については、会員の希望により非公開とすることができる。なお、事務局が作成した議事概要について各会員の事前了承を得たうえで林野庁のホームページに掲載することをもって公開とする。

## 第 4 その他

懇談会の運営に関して本要領に規定のない事項は、事務局が懇談会に諮って定める。